

主要施策の推進

◆健康で安心して暮らせるまちづくり

《高齢者に対する施策》

平成23年度に策定しました「新冠町高齢者保健福祉計画」に掲げた施策目標の実現に向け、保健・福祉・医療の各分野が連携し事業に取り組んでまいります。

まず、介護予防の対策に関しては、包括支援センターを中心に介護予防教室や社会教育課と連携した生きがいづくり講座などの提供により、町内の高齢者の方々が健康で明るい生活が送れるよう介護予防事業に取り組んでまいります。

また、在宅福祉への対策として、昨年11月から農協・商工会が中心となり実施しております高齢者等を対象とした「買い物支援事業」は、本年度においても試行期間の位置づけで実施されますが、町といたしまして地域における買い物環境の改善により、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、事業内容全般について、両産

業団体と協議を継続してまいります。

さらに、高齢者共同生活施設「あいあい荘」は、自立した生活を送れる方を入居対象として運営しておりますが、入居者の加齢状況から施設機能の見直しを検討する時期にきていると判断しており、管理運営体制について検討を行うとともに、新たな共同生活施設の必要性と、その形態についても検討を進めてまいります。

《障がい者に対する施策》

平成23年度に策定の第2次障害者基本計画の基本目標であります「誰もが心やさしく安心して暮らせる町」の実現に向け各種事業に取り組んでまいります。

障害者福祉の環境は、障害者自立支援法の創設によりサービス提供の形態や施設から地域への生活移行の仕組みが確立された一方で、サービス提供につなげる計画づくりやコーディネート、訪問活動によるニーズ把握などの仕組みが、制度上不十分でありました。

国の法改正により、平成24

年度からは市町村が行う相談支援事業の中にこれらの役割が課せられ、更にきめ細かな対応と専門性が必要となることから、この業務を継続して新ひだか町の「NPO法人相談支援センターこみつと」に委託し、法改正の初年度における本町の体制づくりを行うとともに、早い時期に相談支援センターを町内に設置するよう関係機関との協議に着手したいと考えております。

また、昨年11月に新冠町子ども発達支援センターを開設したことにより、町内における幼児・児童の療育環境が整い、町が実施する乳幼児健診や認定こども園との連携による発達の遅れや心配についての対応充実が実現したところでございますが、平成24年度においては、事業委託先の新冠ほくと園と連携し、センター職員の専門性の向上や新冠町の地域性を活かした療育プログラムの検討など療育機能の向上に努めてまいります。

《児童福祉の充実》

昨年の4月より現在の場所で再スタートを切った子育て支援センターについては、就学前の子をもつ親同士の交流

場として、母親の孤立や子育て不安や家庭養育力の向上などに、施設能力を発揮できたと考え、これからも自信を持って子育てに向き合うことが出来る、多様なプログラム提供と更なる研鑽に努め、信頼される子育て支援センターを目指してまいります。

《町民の健康維持と疾病予防に関する保健施策》

伝染病予防接種事業においては、乳幼児や女子学生に対する3種類の任意接種ワクチンへの全額助成や高齢者と小学生への季節性インフルエンザワクチン接種の費用助成及び高齢者の肺炎球菌ワクチン接種に対する費用助成を継続実施するとともに、対象者や保護者の方々に予防接種の必要性について理解を促し、接種率の向上に努めてまいります。

また、各種健康診断事業について、特に特定健診は40歳以上の方々を対象として受診率の目標を設定した健康診断ですが、目標達成に向け、多くの方に受診していただくよう健診医療機関の拡大を図るほか、受診率向上のため未

◆潤いのある環境を創設するまちづくり

《新エネルギー・省エネルギー導入助成事業》

東日本大震災における原子力発電所の事故以降、原子力発電に頼らない多様な発電方式の導入を模索する動きが活発になると同時に、一般市民も今までの生活スタイルを見直し、再生可能な自然エネルギーの利用に大きな関心が寄せられております。

また、地球環境の変化に伴う度重なる異常気象の発生などにより、省エネルギーによる二酸化炭素削減、地球温暖化防止対策に向けた取り組みも非常に活発になってきております。

新冠町では、平成13年からエコプランを策定し地球温暖化防止に向け二酸化炭素削減の取り組みを役場内で進めてきたところですが、今年度より町民が太陽光発電をはじめとする省エネ型の住宅設備機器を導入する場合の助成制度である「新エネルギー・省エネルギー導入助成事業」を実施し、新エネルギー利用や省エネによる二酸化炭素削減、

町政執行方針

《国民健康保険の運営》

平成24年度予算編成にあたり、国民健康保険特別会計に歳入不足が生ずることから、一般会計から3222万4千円を繰入れすることとしております。

改正に伴う税収の微増はあるものの、景気の低迷にともなう法人町民税の減少、評価替えによる固定資産税の減少など町税全体で対前年度比2・9%の減を見込んでおります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の18・5%を占める公債費ですが、平成17年度末に102億1000万円ありました未償還残高は、平成23年度末に74億9600万円と減少し、本年度償還額においても前年度より9320万円の減となっております。

《国民健康保険診療所》

平成21年5月に病院から診療所に移行し、3年目を迎えております。

医療を取り巻く環境は大きく変化しており、地域医療に

受診者への受診勧奨を重点的に

歳入不足に至った大きな要因は

早期治療が必要ながん検診において、集団検診のほか町内や近隣町医療機関での受診が可能となるよう環境整備を図るとともに、費用助成においては国が進める乳がん・子宮がん及び肝炎ウイルス・大腸がん検診の助成対象者に、検診費用の全額を町が負担することといたします。

さらには、地域主権改革により平成25年から「低体重児の届出」事務と「未熟児の訪問指導」の事業が北海道から権限移譲されることになっておりますが、本町では既に保健師が新生児及び乳児への全戸訪問を実施しておりますことから、これらの事務事業について平成24年度から先行して移譲を受けることとし、町内で出生した新生児の保健師対応を一元的かつ効果的に実施することにしております。

対するニーズもますます多様化・複雑化しておりますが、この様な状況下、当診療所は本町唯一の一次医療圏における医療機関の役割として町民の健康保持のため、現状における必要不可欠な医療体制を確保することとして救急等緊急時を含む24時間診療体制を維持しており、併せて疾病の予防・治療・機能訓練を一体化した効率的で効果的な医療を提供してまいります。

一方、運営面においては不足する医師・看護師等の確保の問題をはじめ、外来患者の減少傾向、施設の老朽化等、解決すべき諸問題が山積しており、診療所運営は依然として厳しい状況にあります。

中でも外来患者は年々減少傾向にあり、深刻な状況と捉えておりまして、積極的な患者増対策を進めることが急務であり、これが診療所運営全体の活性化に繋がるものと考えております。

この度、本年4月に新しく整形外科専門医師が赴任することとなりました。

当診療所における整形外科診療につきましては、これまで外科医師が兼務しておりま